

令和元年度7月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和元年7月26日 午前9時30分～10時30分
開催場所 所沢市役所502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について
議案第6号 特定農地貸付けの承認について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 二上 英一 3番 内野 喜昭
4番 池田 稔 5番 木下 信夫 6番 斉藤 博之
7番 川口 浩 8番 西海 静夫 9番 山田 茂美
10番 野村 與志次 11番 石井 進 12番 田中 唯喜
13番 本橋 与志喜 14番 新井 祥穂 15番 小林 澄子
16番 福原 浩昭

欠席委員 17番 町田 健

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。西海会長のあいさつの後、引き続き西海会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

議席番号17番 町田 健委員から欠席の連絡がありましたので報告いたします。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号9番 山田 茂美委員、10番 野村 與志次委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字月野原の7筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は7筆合わせて3,076平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は大字中富字月野原の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて502平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上の2件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可とします。

議長： 申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号2番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可とします。

2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は北中二丁目の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて298平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。農地区分については都市計画法に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断されます。申請事由は、公共事業の施行に伴い、申請地に貸家を移転するものです。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。
意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字霞ケ台の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて1,909平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、事業用地の駐車場を拡張するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。
意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

4 議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長： 「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は東狭山ケ丘四丁目の2筆です。地目は登記、現況

いずれも畑です。面積は2筆合わせて1,792平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、駐車場を設置するものです。

申請番号2番、所在地は三ヶ島二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は418平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻の父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

以上の2件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町一丁目です。現況地目は畑で、面積は3,547平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和元年8月1日から令和11年7月31日までの10年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の14筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は14筆合わせて25,718平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和元年8月1日から令和4年7月31日までの3年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字柳野の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,747平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和元年8月1日から令和4年7月31日までの3年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字辨天です。現況地目は畑で、面積は809平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和元年8月1日から令和6年7月31日までの5年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字城字十三部の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,287平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和元年8月1日から令和6年7月31日までの5年間です。

以上の5件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見はありますか。

議長： 意見がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしければ挙

手願います。

委員：（挙手）

議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。

申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、意見はありますか。

議長： 意見がないようですので、申請番号4番について、決定でよろしければ挙
手願います。

委員：（挙手）

議長： 申請番号4番については、全会一致により決定とします。

申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号5番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号5番について、決定でよろしければ挙
手願います。

委員：（挙手）

議長： 申請番号5番については、全会一致により決定とします。

6 議案第6号 特定農地貸付けの承認について

議長： 「議案第6号 特定農地貸付けの承認について」事務局から説明をお願い
します。

事務局： 「議案第6号 特定農地貸付けの承認について」御説明いたします。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定に基づく特
定農地貸付けについて、同法第3条第1項の規定に基づき承認申請があった
ことから、同法第3条第3項の各号に掲げる要件等について審議いただきたく
議案として提出いたします。

申請番号1番、所在地は大字山口字陣鐘の3筆です。現況地目はいずれも
畑で、面積は3筆合わせて1, 334平方メートルです。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各
号の要件を満たしているの、承認することについては差し支えないものと
思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、承認でよろしければ挙
手願います。

委員：（挙手）

議 長： それでは、申請番号1番については、全会一致により承認とします。

7 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、8件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、1件の通知がありました。

「報告事項5 納税猶予に関する適格者証明について」は、1件の証明をしました。

「報告事項6 農地法施行規則該当転用届について」は、1件の届出がありました。

以上です。

議 長： 以上で、すべての議事を終了します。

池田会長職務代理者により閉会した。